

議案第54号

甲府市武田氏館跡歴史館条例の一部を改正する条例制定について
甲府市武田氏館跡歴史館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月7日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市武田氏館跡歴史館条例の一部を改正する条例

甲府市武田氏館跡歴史館条例（平成30年9月条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条を次のように改める。

（事業）

第4条 歴史館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国史跡武田氏館跡に係る資料の収集、保存、展示等に関する事。
- (2) 国史跡武田氏館跡に係るガイダンスの実施及び学習の援助に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、歴史館の設置目的を達成するために必要な事業（指定管理者による管理）

第5条 歴史館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

第5条の次に次の1条を加える。

（指定管理者の業務）

第5条の2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 利用の許可に関する業務
- (3) 施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が定める業務

第6条第4項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、「認めるときは」の次に「、教育委員会の承認を得て」を加える。

第7条中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第8条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条中「観覧料」を「利用料金」に改め、同条に次の1項を加える。

2 教育委員会は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。

第9条の見出し中「観覧料」を「利用料金」に改め、同条中「教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、観覧料」を「指定管理者は、教育委員会が別に定めるところにより、利用料金」に改める。

第10条の見出し中「観覧料」を「利用料金」に改め、同条中「観覧料」を「利用料金」に改め、同条ただし書中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に効力を有する教育委員会の行った観覧の許可その他の処分は、この条例の施行の日以後においては、指定管理者の行った利用の許可その他の処分とみなす。

提案理由

武田氏館跡歴史館の管理を指定管理者に行わせるとともに、利用料金制を導入するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。